

監査公表第5号
令和3年6月7日

呉市監査委員
奥野 彰
沖本 恭治
井手畑 隆政

令和2年度定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を別紙のとおり公表します。

報告の対象

産業部，福祉保健部，教育委員会，上下水道局，文化スポーツ部，消防，会計課，農業委員会

産 業 部 監 査 の 結 果

1 実査の対象課等

商工振興課，港湾漁港課，農林土木課

2 監査の期間

令和2年12月7日から12月16日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

商工振興課については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお，次の課について，改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

(1) 港湾漁港課

「下蒲刈町港湾緑地維持管理業務」に係る契約において、契約締結後に支出負担行為書の決裁を受けていた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 農林土木課

農業手数料について、当月分を取りまとめ翌月 5 日までに調定書を発行することとなっているにもかかわらず、これを行っていなかった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

福祉保健部監査の結果

1 実査の対象課等

保険年金課，公立下蒲刈病院（病院事業課），保健所（生活衛生課），障害福祉課，子育て支援課

2 監査の期間

令和2年12月8日から12月22日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

保険年金課，公立下蒲刈病院（病院事業課），保健所（生活衛生課）及び子育て支援課については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお、障害福祉課について、改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

- (1) 車椅子バスケットボール教室事業で使用する車椅子を、当該事業の受注者に無償で貸し付けているが、物品借用書を徴していなかった。

については、物品会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

- (2) 随時の収入について、当月分を取りまとめ翌月 5 日までに調定書を発行することとなっているが、当該期限までに発行していないものがあった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

教育委員会監査の結果

1 実査の対象課等

教育総務課，学校教育課，呉高等学校

2 監査の期間

令和3年1月8日から1月18日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

教育総務課及び学校教育課については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお，呉高等学校について，改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

- (1) 「呉高等学校樹木剪定業務」ほかにおいて，指定された検査員でない者が完了検

査を行っていた。

については、適正な検査事務をされたい。

- (2) 「呉高等学校校内放送設備点検業務」に係る契約において、業務が完了した場合に受注者は、発注者にその旨を通知することとなっているにもかかわらず、業務完了前に代表者印の押印がされた業務完了届を提出させていた。

については、適正な契約事務をされたい。

- (3) 「呉市立呉高等学校2020年度GHP保守点検業務（平成18年度設置分）」ほかに係る契約において、契約書に契約保証金に関する事項の記載がなかった。

については、契約規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

上下水道局監査の結果

1 実査の対象課等

上下水道総務課，営業課，浄水課，下水建設課

2 監査の期間

令和3年1月8日から1月19日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

文化スポーツ部監査の結果

1 実査の対象課等

文化振興課（大空山青年の家・野外活動センター・青少年指導センターを含む。）、中央図書館、広図書館

2 監査の期間

令和3年3月1日から令和3年3月9日まで

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

消 防 監 査 の 結 果

1 実査の対象課等

消防総務課，予防課

2 監査の期間

令和3年3月2日

3 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和元年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

予防課については，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

なお，消防総務課について，改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

「消防職員福利厚生事業」ほかに係る契約において，契約書に契約保証金に関する

事項の記載がなかった。

については、契約規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

会計課監査の結果

1 監査の期間

令和3年3月4日

2 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

4 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

災害義援金が振り込まれているにもかかわらず、約9か月の間、市の歳入歳出外現金として受け入れる事務を行っておらず、その結果、広島県への送金も行われていなかった。

災害義援金は、平成30年7月豪雨災害の被災者支援を目的とした善意の寄付金であり、今回の事務処理の遅延は、寄付者の信用・信頼を大きく損なうものであること

から、当該事務について、定期監査で指摘するまで処理を失念していたことは誠に遺憾である。

については、再発防止策を講じるとともに、適正な事務処理をされたい。

農業委員会事務局監査の結果

1 監査の期間

令和3年3月8日

2 監査の対象

令和2年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

4 監査の結果

事務の処理状況はおおむね適正と認めた。